



山形県公報

平成26年4月8日(火)
第2534号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) …449
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) …450
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) …同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) …同
- 山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用料金……………(障がい福祉課) …451
- 指定介護老人福祉施設の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) …同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) …452
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) …同
- 指定介護老人福祉施設の指定……………(同) …同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) …同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) …453
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) …同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) …同
- 同……………(同) …同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) …454
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) …同
- 同……………(同) …同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) …同
- 県道の供用の開始……………(同) …455

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) …同
- 同……………(庄内総合支庁総務課) …同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) …456
- 同……………(置賜総合支庁建築課) …459

正 誤

告 示

山形県告示第351号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
白壁内科クリニック	山形市陣場一丁目9番21号	平成26. 1. 1

山形県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
よくしゅうかい歯科
西村山郡河北町谷地中央三丁目12番7号
- 届出の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ゆざわ歯科	よくしゅうかい歯科	平成25. 11. 16

山形県告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
白壁内科クリニック	山形市陣場一丁目9番21号	平成25. 12. 31

山形県告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
TFメディカルクリニック	居宅療養管理指導	山形市嶋北三丁目1番11号	平成26. 1. 29

そうごう薬局金池店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	米沢市金池六丁目4番5号	同	3.20
-----------	------------------------------	--------------	---	------

山形県告示第355号

山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）第6条第2項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金			
		老人、母子家庭 の母子、寡婦及 び身体障がい者	社会福祉関係者	介 添 者	
				大 人	小学生及び 中学生
宿泊（素泊り 1人1泊）	室を定員で利用する場合	2,736円	3,477円	3,477円	2,831円
	上記以外の場合	2,880円	3,660円	3,660円	2,980円
休憩（1人）	室を4人以上で利用する 場合	810円	927円	927円	567円
	入浴のみの場合	450円	515円	515円	315円
	上記以外の場合	900円	1,030円	1,030円	630円
会 議	30畳以上の室を20人未満 で利用する場合	4,760円			
	30畳以上の室を20人以上 で利用する場合	2,380円			
	30畳未満の室を15人未満 で利用する場合	3,160円			
	30畳未満の室を15人以上 で利用する場合	1,580円			

2 適用期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第356号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護老人福祉施設の 開設者の名称	指定介護老人福祉施設の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人豊寿会	特別養護老人ホーム 紅梅荘（ユニット型） 最上郡最上町大字向町73番地の3	介護福祉施設サー ビス	平成26. 3. 31

山形県告示第357号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人徳洲会	医療法人徳洲会 新庄徳洲会介護センター 新庄市大字鳥越字駒場4623	通所リハビリテーション	平成26. 3. 31

山形県告示第358号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
株式会社すまいるはーと 東置賜郡高島町大字馬頭1035番地	多機能型事業所すまいるはーと 東置賜郡高島町大字1043番4	児童発達支援	平成26. 4. 1
株式会社すまいるはーと 東置賜郡高島町大字馬頭1035番地	多機能型事業所すまいるはーと 東置賜郡高島町大字1043番4	放課後等デイサービス	同

山形県告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人敬友会	おいたまの郷指定介護老人福祉施設 米沢市大字下新田28番地	介護福祉施設サービス	平成26. 4. 1
社会福祉法人緑成会	特別養護老人ホーム成島園 米沢市広幡町成島字窪平山2120番地5	介護福祉施設サービス	同

山形県告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社オフィス山形	デイサービス福沢 東置賜郡高島町大字福沢564番地	通所介護	平成26. 2. 11

山形県告示第361号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社オフィス山形	デイサービス福沢 東置賜郡高島町大字福沢564番地	介護予防通所介護	平成26. 2. 11

山形県告示第362号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人支援センターふれあい工房 酒田市東泉町五丁目7番5号	障害児通所支援センターふれあいキッズ 酒田市新橋一丁目13番地の5	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成26. 3. 26

山形県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	特定非営利活動法人支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	就労継続支援（B型）	15名	平成26. 3. 11
特定非営利活動法人支援センターふれあい工房 酒田市東泉町五丁目7番5号	生活介護センターふれあい 酒田市東泉町五丁目7番5号	生 活 介 護	12名	同 3. 26

山形県告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人月山福祉会 鶴岡市中野京田字壱柳4番地1	障害福祉サービス事業「作業所月山」 鶴岡市中野京田字壱柳4番地1	就 労 移 行 支 援	平成26. 3. 28

特定非営利活動法人一步 鶴岡市青柳町42番32号	多機能型事業所いちほ 鶴岡市青柳町42番32号	自立訓練（生活訓練）	同 3.14
特定非営利活動法人一步 鶴岡市青柳町42番32号	多機能型事業所いちほ 鶴岡市青柳町42番32号	就労移行支援	同
特定非営利活動法人支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	特定非営利活動法人支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	就労移行支援	同 3.11

山形県告示第365号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
た め 池 等 整 備 事 業	高 安 地 区	平成25年11月8日

山形県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日
平成26年3月27日

山形県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
月光川土地改良区
- 2 事務所の所在地
飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地
- 3 認可年月日
平成26年3月27日

山形県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄鮭川戸沢線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡戸沢村大字神田字新町906番から		旧	27.0メートル	540メートル
同 字濁沢451番1まで			7.5	
同	上	新	28.0メートル	同上
			7.5	

山形県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字神田字新町906番から
同 字濁沢451番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月8日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人生き生きの郷
 - (2) 代表者の氏名
鈴木 幹雄
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市大字南原石垣町2740番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障がい等で就労困難な方に対して、住み慣れた場所で、安心して生き生きとした生活を送る事が出来るよう、必要な事業を行い、地域福祉の充実に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人明日のたね

(2) 代表者の氏名

伊藤 和美

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市長沼字宮前163番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子育てに関わる人たちや子ども、子育て家庭に対して、不安を解消する交流・相談の場の提供や、体験学習型の事業、その他子育て支援に関する事業を行い、子どもの幸せを願うすべての人々をつなぎ、地域の人々とお互いに支えあいながら、安心して子育てができる暮らしやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営三吉町アパ ート1号	新庄市金沢1601	3DK	51.2	1	一般用	11,800 円	13,600 円	15,500 円	17,500 円	20,000 円	23,100 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年4月15日から同月21日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年4月21日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

5 入居の時期 平成26年6月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				金数	摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者			収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営小国アパート2号	西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁目3-8	3DK	59.4	1	一般用	14,200 円	16,400 円	18,800 円	21,200 円	24,200 円	28,000 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 飯豊アパート	同 飯豊町 大字萩生3893-3	同	59.4	1	同	14,900 円	17,200 円	19,700 円	22,200 円	25,300 円	29,300 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年4月14日から同月18日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年4月18日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成26年6月上旬

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成26. 3. 31	号外(8)	1	7	第70号	第30号